

1 1 議案第 1 2 号関係

おいらせ町介護保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(保険料率)	(保険料率)
第 2 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第 2 条 <u>平成 3 0 年度から令和 2 年度</u> までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令 (平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。) 第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>3 9, 6 0 0 円</u>	(1) 介護保険法施行令 (平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。) 第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>4 0, 5 0 0 円</u>
(2) 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>5 9, 4 0 0 円</u>	(2) 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>5 5, 0 8 0 円</u>
(3) 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>5 9, 4 0 0 円</u>	(3) 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>6 0, 7 5 0 円</u>
(4) 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>7 1, 2 8 0 円</u>	(4) 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>7 2, 9 0 0 円</u>
(5) 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>7 9, 2 0 0 円</u>	(5) 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>8 1, 0 0 0 円</u>
(6) 令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>9 5, 0 4 0 円</u> 令第 3 9 条第 1 項第 6 号イの市町村が定める額は 1 2 0 万円	(6) 令第 3 9 条第 1 項第 6 号に掲げる者 <u>9 7, 2 0 0 円</u> 令第 3 9 条第 1 項第 6 号イの市町村が定める額は 1 2 0 万円
(7) 令第 3 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>1 0 2, 9 6 0 円</u> 令第 3 9 条第 1 項第 7 号イの市町村が定める額は <u>2 1 0 万円</u>	(7) 令第 3 9 条第 1 項第 7 号に掲げる者 <u>1 0 5, 3 0 0 円</u> 令第 3 9 条第 1 項第 7 号イの市町村が定める額は <u>2 0 0 万円</u>
(8) 令第 3 9 条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>1 1 8, 8 0 0 円</u> 令第 3 9 条第 1 項第 8 号イの市町村が定める額は <u>3 2 0 万円</u>	(8) 令第 3 9 条第 1 項第 8 号に掲げる者 <u>1 2 1, 5 0 0 円</u> 令第 3 9 条第 1 項第 8 号イの市町村が定める額は <u>3 0 0 万円</u>
(9) 令第 3 9 条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>1 3 4, 6 4 0 円</u> 令第 3 9 条第 1 項第 9 号イの市町村が定める額は <u>4 3 0 万円</u>	(9) 令第 3 9 条第 1 項第 9 号に掲げる者 <u>1 3 7, 7 0 0 円</u> 令第 3 9 条第 1 項第 9 号イの市町村が定める額は <u>4 0 0 万円</u>
(10) 令第 3 9 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 <u>1 5 0, 4 8 0 円</u>	(10) 令第 3 9 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 <u>1 5 3, 9 0 0 円</u>

改正案	現行
<p>2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる者 <u>23,760円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者 <u>39,600円</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者 <u>55,440円</u></p>	<p>2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度から令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる者 <u>24,300円</u></p> <p>(2) 前項第2号に掲げる者 <u>40,500円</u></p> <p>(3) 前項第3号に掲げる者 <u>56,700円</u></p>